

特定非営利活動法人 石川県自然史センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人石川県自然史センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市銚子町リ441番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の自然史を中心に広く自然史科学の発展、普及およびその応用に取り組み、石川県内の自然史関連の博物館その他これに類する自然史関連施設(以下「自然史に関する博物館等」という。)の事業の進展に寄与すること、ならびに自然史系団体の育成発展と協力・連携を支援することを通して、県民の自然に対する親しみと理解を促進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 自然史の調査・研究、教育・普及活動、ならびに諸分野への応用を促進・発展させる事業
- ② 自然史系団体の交流・提携・育成、ならびに協力・共同を促進・強化する事業
- ③ 自然史に関する博物館等への協力・支援・参加の事業、特に来館者をはじめとする県民・団体・機関等にミュージアム・サービスを提供する事業およびボランティア事業
- ④ 自然史に関する博物館等からの運営等受託事業(⑤によるものを除く。)
- ⑤ 自然史に関する博物館等の運営等に関して、指定管理者制度により受託する事業
- ⑥ 行政機関ならびに公共的機関等が委託する自然史関係及び環境関係の調査、研

究、計画・企画の立案その他これに類する受託事業

⑦ 自然史とその関連分野ならびに環境問題に関する情報の交流・集積・提供の事業（出版及びコミュニケーションサービスを含む。）

⑧ その他、この法人の目的の達成に必要と認められる事業

(2) その他の事業

① 物品の販売

② 役務およびサービスの有償供与

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人を支援することを目的として入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)